

令和5年度 熊谷市監査計画

1 実施方針

監査の目的は、本市の事務の管理及び執行について、法令に適合し正確で経済的、効率的かつ効果的な実施の確保に寄与し、もって住民の福祉の向上に資するものとする。

また、監査等の対象組織に対し適切に指導的機能を発揮するとともに監査等の対象に係るリスクを考慮して、効果的かつ効率的に監査等を実施する。

計画実施にあたっては、市を取り巻く内外の環境、議会の動向、市長の市政運営の基本理念や方針、リスク管理体制等のガバナンスの状況、情報技術の利用状況、過去の監査結果に対する措置の状況等及び監査資源を総合的に勘案する。

2 監査実施の留意点

監査は次の点に留意して実施するものとする。

- (1) 関係法令に基づいて適正に執行されているか。
- (2) 違法、不当な支出又は無駄な支出はないか。
- (3) 事業は経済性、効率性、有効性を十分考慮されているか。
- (4) 慣例、前例の踏襲のみを理由に実施されていないか。
- (5) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (6) 機構組織は社会経済情勢の変化及び行政需要に対して適合し、運営上不合理な点はないか。
- (7) 過年度の監査等の結果報告に基づく改善措置が確実に実施されているか。

3 監査計画（実施する監査の種類及び対象等）

令和5年度に実施する監査の種類は、監査基準における「監査等」とし、次のとおりとする。

なお、対象部等及び監査の実施時期は別表のとおりとする。

- (1) 定期監査（財務監査）（地方自治法第199条第1項、第4項）
本年度は、別表に掲げる部を対象とし、部ごとに実施する。
実施に当たっては、指定した監査資料及び各課におけるリスク一覧のほか、関係書類の提出を求め、リスクの多い事務を抽出し、事務執行及び経営管理が法令に適合し、正確で、かつ、最小の経費で最大の効果を上げ、組織及び運営の合理化に努めているか監査する。
- (2) 工事監査（地方自治法第199条第1項、第5項）
市が執行する工事について、当該工事の契約、設計、施工等が適正に行われているかを主眼に監査する。実施に当たっては、対象工事1件を抽出し、調査を工事技術士等に委託する。調査結果と関係職員からの聞き取りを踏まえ監査報告書を作成する。
- (3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）
本年度実施予定はないが、年度の途中であっても必要があると認めるときはテーマを特定し実施する。
- (4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
本市からの「補助金」、「交付金」、「負担金」等の財政支援が年額1千万

円以上である団体、出資比率25パーセント以上の団体、又は公の施設の管理を行わせている団体に対し、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施する。

実施に当たっては、決算書及び関係書類の提出を求め、出納及びその他の事務執行が財政援助等の目的に沿って行われているか監査する。

- (5) 決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)
一般会計・特別会計については7月、公営企業会計については6月に実施する。

実施に当たっては、決算書及び関係書類の提出を求め、計数等の正確性を検証し、必要に応じて関係職員にヒアリングを行い、効率的な予算執行及び事業経営が行われているか審査する。

- (6) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

会計管理者及び上下水道部長が保管する現金の毎月の出納について、現金の残高及び関係諸表の正確性を検査する。原則として、検査の対象は検査の前月分とする。8月、11月、2月には会計管理者、上下水道部長及び経営課長から状況を聴取し、質疑応答を行う。

- (7) 基金運用審査(地方自治法第241条第5項)

基金の運用を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

- (8) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業資金不足比率が適正に算定されているか審査する。

- (9) その他

この計画に定める監査のほか、請求等による監査を実施する必要性が生じた場合は、法令の規定かつ監査基準に基づき実施する。

4 監査の方法

- (1) 監査の実施は、実施日の8週間前までに市長(部長)へ通知する。
- (2) 部長は、監査資料を4週間前までに監査委員あて提出する。
- (3) 監査資料を基に関係書類、帳簿等の提出を求め、関係職員に対する聴取を行い、必要に応じて現地監査を行う。
- (4) 監査の概ね1週間前までに監査委員から書面により事前質問を行い、監査前日までに回答を求める。
- (5) 監査当日は、対象部の部長、課長及びその他職員出席のもと、監査委員から事前質問への回答についての確認、関連質問及び指摘等を行う。

5 監査等の結果に関する報告及び公表

監査等の結果に関する報告及び公表は、監査委員合議の上、遅滞なく行う。

- (1) 定期監査、工事監査、行政監査、財政援助団体等監査

監査報告書は、市長、議長、関係する(被監査となった)執行機関に提出する。また、市長に報告書の詳細説明を行った後、議会で報告するとともに告示及びホームページでの公開により公表する。

- (2) 決算審査、基金運用審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査
審査意見書は、市長及び議長に8月に提出し、9月議会で報告するとともにホームページでの公開により公表する。
 - (3) 例月出納検査
検査結果報告は、市長及び議長に提出するとともに、1月から3月分は6月議会、4月から6月分は9月議会、7月から9月分は12月議会、10月から12月分は3月議会で報告する。
- 6 指摘事項に対する措置報告
監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものは改善措置結果の報告を求め、この報告は告示及びホームページでの公開により公表する。
- 7 その他
監査委員は、計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて本計画を修正するものとする。

令和5年度 監査年間計画

	定期監査(財務監査)	財政援助団体等監査 工事監査	例月出納検査	決算審査、その他
5月18日(木)				6月議会提出時市長報告
5月23日(火)			例月出納検査 (3月分)	
5月31日(水)	市長公室 秘書課 政策調査課 広報広聴課 危機管理課		例月出納検査 (4月分)	
6月30日(金)			例月出納検査 (5月分)	企業会計決算審査 水道事業会計 下水道事業会計
7月24日(月) ~27日(木)				決算審査ヒアリング(未定・上 下水道部除く全部署)
7月28日(金)			例月出納検査 (6月分)	一般会計・特別会計決算審査 基金運用審査 健全化判断比率等審査
8月30日(水)			例月出納検査 (7月分) 会計管理者 上下水道部長	9月議会提出時市長報告※ 決算審査意見書提出※
9月29日(金)	消防本部 消防総務課 予防課 警防課 指令課 熊谷消防署 玉井分署 江南分署 中央消防署 大里分署 妻沼消防署		例月出納検査 (8月分)	
10月25日(水)		工事監査(未定)		
10月27日(金)	建設部 管理課 道路課 維持課 河川課 営繕課		例月出納検査 (9月分)	
11月24日(金)	市民部 市民活動推進課 市民課(出張所・連絡所含む) パスポートセンター 保険年金課 安心安全課 男女共同参画室 健康づくり課 保健センター 母子健康センター			12月議会提出時市長報告※
11月27日(月)			例月出納検査 (10月分) 会計管理者 上下水道部長	
12月22日(金)		財政援助団体等監査 妻沼行政センター くまがや市商工会 (妻沼勤労福祉会館)		
12月25日(月)	行政センター 大里行政センター 妻沼行政センター 江南行政センター		例月出納検査 (11月分)	
1月26日(金)	環境部 環境政策課 環境推進課 第一水光園 荒川南部環境センター 妻沼南河原環境浄化センター 環境美化センター		例月出納検査 (12月分)	
2月21日(水)	行政委員会 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局			3月議会提出時市長報告※
2月26日(月)			例月出納検査 (1月分) 会計管理者 上下水道部長	
3月25日(月)			例月出納検査 (2月分)	

※印については日時未定